◆「週休２日工事」現場閉所率対象期間の考え方（概要）

「週休２日工事」現場閉所率対象期間

※ただし、準備期間、後片付け期間、夏季休暇３日、年末年始６日は除く

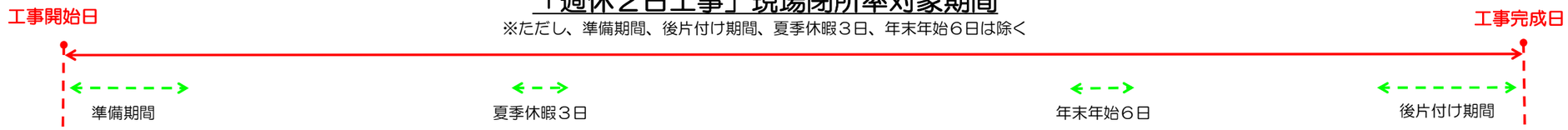

◆「週休２日工事」現場閉所率対象期間の考え方（具体例）

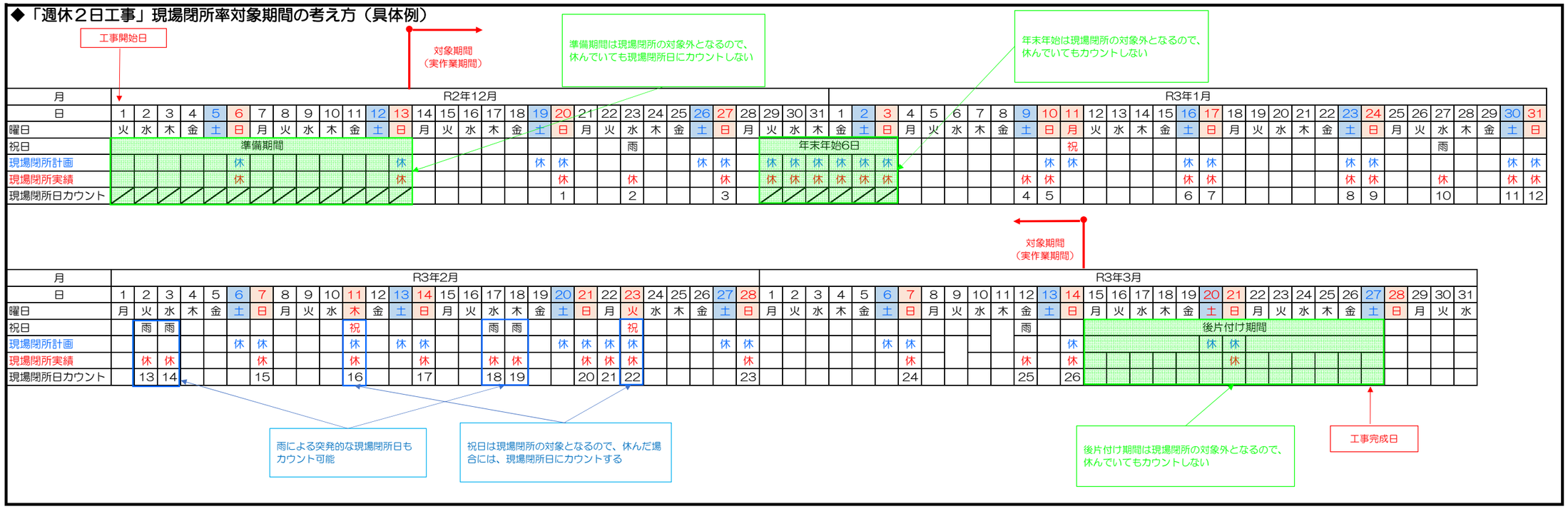

◆現場閉所率算定方法

（具体例の場合）

現場閉所率＝休日（現場閉所日）÷対象期間（実作業期間）

＝２６÷８９＝２９．２≧２８．５％（４週８休達成）

※「週休２日」現場閉所日対象期間から、準備期間、夏季休暇３日、年末年始６日、後片付け期間、を除いた実作業期間で現場閉所率を算定する。

休日（現場閉所日）　　＝３５日―２日（準備期間）－６日（年末年始休暇）―１日（後片付け期間）＝２６日
対象期間（実作業期間）＝１２１日―１３日（準備期間）－６日（年末年始休暇）―１３日（後片付け期間）＝８９日

（用語の定義）

現 場 閉 所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。。

対 象 期 間：工事開始日から工事完成日までの期間をいう。
ただし、準備期間、後片付け期間、夏季休暇（３日間）、年末年始休暇（６日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

準 備 期 間：施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう
（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）。
※「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

後片付け期間：施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間